

令和7年（ワ）第3286号 オンライン記事掲載差止請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外8名

被告 宮 部 龍 彦

準備書面1

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

令和8年6月2日

被告 宮部 龍彦

被告は、請求原因に対する認否と本案の主張を、以下のとおり述べる。

目次

第1 答弁書第1の補充及び本書面の要旨	3
1 答弁書第1の維持	3
2 原告埼玉県連の任意的訴訟担当について	3
3 本書面の要旨	3
第2 請求原因に対する認否	3
1 当事者に関する主張について	3
2 本件各記事及び本件各動画に関する主張について	4
3 権利侵害及び損害に関する主張について	4
第3 原告埼玉県連による任意的訴訟担当は認められないこと	5
1 任意的訴訟担当の要件	5
2 本件へのあてはめ	5
第4 原告埼玉県連自身の権利侵害も認められないこと	6
1 団体自身の人格的利益は認められない	6

2	業務遂行権及び損害の点でも理由がない	6
第5	先行訴訟の進め方にも問題があったこと	7
3	先行訴訟の期日運営及び傍聴状況	7
第6	先行判決の規範性と本件での限界	8
1	先行判決の位置付け	8
2	先行判決から本件でも維持されるべき点	8
3	先行判決を本件に機械的に広げることはいできない	9
4	先行判決が差止めについて仮執行宣言を付さなかったこと	10
第7	削除請求及び将来公表禁止請求は表現行為に対する制約として厳格に判断され	10
	るべきこと	10
1	原告らの請求は極めて広範である	10
2	将来公表禁止には明確性が必要である	10
3	表現行為に対する広範な削除・将来公表禁止は厳格に判断されるべきである	11
4	救済範囲は侵害部分との対応関係により限定される	11
第8	行政資料、依命通知、条例及び法務局申入れに関する原告らの主張への反論	12
1	法務省依命通知は民事上の違法性の直接の根拠にならない	12
2	部落差別解消推進法及び条例は広い民事差止権を作るものではない	12
3	行政・自治体の申入れは各原告の損害を証明しない	12
第9	損害賠償請求について	13
第10	求釈明	14
第11	結論	14

第1 答弁書第1の補充及び本書面の要旨

1 答弁書第1の維持

被告は、答弁書第1のとおり、原告らの請求はいずれも棄却され、訴訟費用は原告らの負担とされるべきであるとの答弁を維持する。

2 原告埼玉県連の任意的訴訟担当について

なお、原告部落解放同盟埼玉県連合会（以下「原告埼玉県連」という。）が、住民、出身者その他第三者の権利を自己の名で行使する部分は、任意的訴訟担当として不適法であり、却下されるべきである。本案判断に入っても、同請求に理由はない。

3 本書面の要旨

本件の請求は、いずれも認められない。原告埼玉県連は、不特定多数の住民や出身者の権利をまとめて行使することはできない。原告らは、掲載地域の住民や出身者が自ら原告となることは困難であり、原告埼玉県連が訴訟を迫る合理的必要性があると主張するが、本来の権利主体からの訴訟追行権の授与を基礎づける具体的事情を欠くまま、原告埼玉県連が不特定多数人の人格的利益を包括して行使することはできない。また、先行判決のうち本件でも維持されるべき規範はあるが、先行判決を本件に機械的に広げることにはできない。個人原告らについても、どの記事又は動画のどの部分が、誰のどの権利を侵害したのかが特定されていない。原告らの差止請求は、記事・動画の具体的部分を超えて全体削除と将来の広い公表禁止を求めるもので広すぎ、各原告330万円という損害額にも具体的な裏付けがない。

以上を踏まえ、請求原因への認否、差止請求及び損害賠償請求への反論、本件で必要な求釈明を以下で述べる。個人原告ごとの特定、公開資料の整理等については、準備書面2で述べる。

第2 請求原因に対する認否

1 当事者に関する主張について

- (1) 原告埼玉県連が部落解放同盟の都府県連合会である旨、及び同団体に規約等が存在する旨は、甲14及び甲15の記載内容の限度で認め、その法的評価は争う。
- (2) 原告埼玉県連が、掲載地域の住民、出身者、会員、支部員、構成員又はルーツを有する者の人格的利益をまとめて管理し、自己の名で削除請求、将来公表禁止請求及び損害賠償請求を行い得るとの主張は否認し、争う。原告埼玉県連は、掲載地域の住民全体又は出身者全体の法定代理人でも、公的代表者でもない。

(3) 個人原告らが各掲載地域に居住する旨、各個人原告と各掲載地域との関係、及び各個人原告の役職・経歴に関する主張は、被告において知り得るものではないから不知であり、権利侵害及び損害に関する法的評価は争う。各個人原告と一定の地域との関係があるとしても、それだけで本件各記事全部及び本件各動画全部の削除並びに将来公表禁止は認められない。

(4) 本件では、現に個人原告らが自ら原告として本件訴訟を提起し、個別の人格的利益及びプライバシー侵害を主張している。したがって、掲載地域の住民や出身者の中に原告となるのが困難な者がいるとしても、そのことから直ちに、原告埼玉県連が不特定多数人の権利を包括的に行使できることにはならない。

2 本件各記事及び本件各動画に関する主張について

(1) 被告が本件ウェブサイトを管理運営していることは認める。

(2) 別紙掲載記事目録記載の記事1ないし13について、URL、タイトル、投稿日及び現在も公開中であることは認める。甲1ないし13が各記事の本文及び掲載画像を概ね正しく印刷したものであることも認める。

同目録記載の動画1ないし13について、URL、タイトル、各動画が各記事に対応する現地撮影動画であり、現在も有料公開中であることは認める。

その余の原告らの評価、すなわち本件各記事及び本件各動画が差別を助長し、原告ら主張の意味で個人原告ら又は地域住民を「被差別」部落出身者として特定し、権利侵害を生じさせるとの主張は否認し、争う。

(3) 被告が、原告ら主張のような差別助長の意図をもって本件各記事及び本件各動画を掲載したとの主張は否認する。

(4) 本件各記事及び本件各動画のうち、どの記載、画像、地図、サムネイル、動画部分又はタイムスタンプが、どの原告のいかなる権利又は利益を侵害するのかは、訴状上具体的に特定されていない。原告らは、記事ごと、動画ごと、原告ごとに、違法と主張する部分及びその理由を特定する必要がある。

3 権利侵害及び損害に関する主張について

(1) 個人原告らの「差別されない権利」又は「差別されないで平穏に生きる利益」が侵害されたとの主張は否認し、争う。原告らの主張は、個人ごとの具体的関係を離れて、掲載地域に関する情報があること自体から当然に権利侵害が生ずるというものであり、個別の証明を欠く。

(2) 個人原告らのプライバシー権が侵害されたとの主張は否認し、争う。プライバシー侵害の有無は、私生活上の事実か、一般に知られていない事実か、本人を識別できるか、どのような形で公開されたか、公共性があるかなどを踏まえて、個

別に判断されるべきである。単に地域名、周辺風景又は建物外観が掲載されたことだけでは、各個人原告のプライバシー侵害は成立しない。

- (3) 原告埼玉県連の差別されない権利又は業務遂行権が侵害されたとの主張は否認し、争う。原告埼玉県連が主張する権利は、個々の住民又は構成員の人格的利益を団体自身の権利に置き換えるものであり、法律上の根拠を欠く。
- (4) 原告埼玉県連を含む各原告につき330万円の損害が生じたとの主張、及び被告が当該損害について不法行為責任を負うとの主張は否認し、争う。原告らは、各原告ごとの具体的精神的損害、因果関係、損害額の算定根拠を明らかにしていない。

第3 原告埼玉県連による任意的訴訟担当は認められないこと

1 任意的訴訟担当の要件

任意的訴訟担当は、本来の権利者ではない者が、自己の名で他人の権利を訴訟上行使する例外である。これが認められるには、少なくとも、本来の権利主体からの訴訟追行権の授与、訴訟信託禁止や弁護士代理原則を潜脱しないこと、及びこれを認める合理的必要性があることを要する（最大判昭和45年11月11日（昭和42年（オ）第1032号・民集24巻12号1854頁））。また、地域住民の利益を代表すると称する者について、最高裁は、住民本人らからの授権が認められない以上、住民の代表として訴訟を迫行する資格を欠くとした（最二小判昭和60年12月20日・裁判集民146号339頁）。原告埼玉県連がいう「掲載地域の住民や出身者」を被担当者とする構成も、個々の権利主体からの授権を前提とする。

2 本件へのあてはめ

しかし、訴状は、誰が、どの記事又は動画について、どの権利を、どの範囲で原告埼玉県連に訴訟追行させたのかを具体的に明らかにしていない。原告らがいう掲載地域の住民、出身者、会員、支部員、構成員又はルーツを有する者は同一ではなく、その範囲も不明確である。訴訟内外で削除等を求めている者がいるという事情や、規約、活動方針、大会決議又は運動上の必要性だけで、個々人の人格的利益、プライバシー、削除請求権、将来公表禁止請求権及び損害賠償請求権を、私的団体がまとめて行使できるものではない。

最一小判平成28年6月2日（平成26年（受）第949号・民集70巻5号1157頁）は任意的訴訟担当を認めた事案であるが、同判決は、管理委託契約、債券要項、目論見書、授権条項、銀行法上の規制監督等により、訴訟追行権の授与及び実体上の管理権限が明確であった債券管理会社の事案である。本件のように、私的団体が不特定多数人の人格的利益をまとめて行使する事案ではない。

原告らは、掲載地域の住民や出身者が原告となることには困難があると主張する。しかし、本件には現に個人原告8名が存在し、個人原告らは自らの人格的利益及びプライバシー侵害を主張している。仮にその他の住民について訴訟追行上の負担があり得るとしても、それは訴訟追行権の授与を基礎づける具体的事情の欠缺を補うものではなく、原告埼玉県連による包括的な権利行使を当然に基礎づけるものでもない。先行判決（乙1）も、本件と同一の被告、同一ウェブサイト、同種記事に関する事件において、原告埼玉県連の任意的訴訟担当を否定した。本件で結論を変えるべき具体的事情は示されていない。

以上により、原告埼玉県連が、掲載地域の住民、出身者、会員又はルーツを有する者の差別されない権利、プライバシー権その他の人格的利益をまとめて行使することはできない。原告埼玉県連の請求のうち、任意的訴訟担当に基づく部分は、不適法として却下されるべきである。

第4 原告埼玉県連自身の権利侵害も認められないこと

1 団体自身の人格的利益は認められない

原告埼玉県連は、団体としての差別されない権利又はこれに類する利益を主張する。しかし、その権利の内容、主体、保護範囲、侵害要件及び救済範囲は明確でない。先行判決も、原告埼玉県連の同主張を採用しなかった（乙1）。

不当な差別を受けずに平穩に生活する利益が問題となるとしても、それは本来、個々人の人格的利益である。構成員又は会員の人格的利益が侵害されたからといって、直ちに団体自身の人格的利益又は差別されない権利が侵害されたことにはならない。

2 業務遂行権及び損害の点でも理由がない

業務遂行権侵害も認められない。原告埼玉県連が差別的であると評価する表現に対応することは、同団体が自ら掲げる活動内容に含まれる。原告埼玉県連が対応に時間や労力を要したとしても、それは団体活動上の負担であって、資産、施設、職員又は業務そのものに対する直接の妨害ではない。

原告埼玉県連が他人の損害を請求しているというなら、その損害が誰のものか、損害金を誰が受け取るのか、和解・放棄・受領の権限を誰が持つのかを明らかにしなければならない。原告埼玉県連自身の損害であるというなら、その内容と額が明らかにされなければならない。訴状はこの区別をしていない。したがって、原告埼玉県連自身の「差別されない権利」又は業務遂行権に基づく請求は、いずれも理由がない。

第5 先行訴訟の進め方にも問題があったこと

1 原告らは、掲載地域の住民や出身者が原告となることは困難であり、原告埼玉県連が訴訟を進行する合理的必要性があると主張する。しかし、行政が開示した資料を見ると、先行訴訟については、その必要性を慎重に見るべき事情がある。

2 被告が熊谷市から情報公開を受けた行政情報部分公開決定通知書（乙2）及び「熊谷市同和対策振興補助事業実績報告書」（令和5年度・令和6年度。乙3、乙4）によれば、次の事実が認められる。

(1) 部落解放同盟熊谷市協議会は、熊谷市から、同和対策振興補助金として、令和5年度に7,531,000円、令和6年度に6,777,000円の交付を受けている。

(2) 同協議会の補助事業の実績報告書には、「行動費」として、先行訴訟の各期日等への参加に関する支出が計上されている。具体的には、令和5年12月6日の提訴及び「支援する会」結成集会につき日当2,000円×20人（合計40,000円）、令和6年3月13日の第1回口頭弁論及び報告集会につき2,000円×19人（38,000円）、同年6月26日の第2回口頭弁論につき2,000円×19人（38,000円）、同年9月18日の第3回口頭弁論につき2,000円×20人（40,000円）が、それぞれ出張者名簿を伴って計上されている。また、「『部落探訪』削除裁判支援する会」の参加案内文の発送費も計上されている。

(3) 原告埼玉県連自身も、提訴及び一部期日に近接して、熊谷市内で県委員会等の会合を開催している。

3 先行訴訟の期日運営及び傍聴状況

さらに、「『部落探訪』削除裁判支援する会」ウェブサイトの記事（乙5）にも、令和6年6月26日の第2回口頭弁論について、さいたま地裁に約100人の支援者が傍聴に駆けつけ、抽選で44人が傍聴し、口頭弁論後に報告集会が行われた旨が記載されている。

また、被告は、令和6年3月13日、同年6月26日及び同年9月18日の裁判所の警備と傍聴券配布に係る司法行政文書の開示を申し出ている（乙6）。この申出について、さいたま地方裁判所長は、文書の探索及び精査に時間を要しているとして、令和7年12月11日時点でも通知期限を再延長している（乙7）。警備と傍聴券配布に関する文書の開示にここまで時間を要していること自体が、先行訴訟の期日において、通常の期日運営を超える警備・傍聴券配布上の事情があり、裁判の公開や傍聴運営について確認すべき事情があったことを示している。

先行訴訟では、原告側の主張が先送りされることもあった。被告は、令和6年9月18日の期日後、書面提出期限、争点整理、オンライン審理、傍聴席の確保、原告側

多数傍聴者と警備負担等について、訴訟指揮等に対する異議を述べていた。その一方で、第1回口頭弁論及び令和7年9月10日の口頭弁論では、原告側だけに意見陳述書等を読み上げる機会が与えられた。被告はこれに抗議したが、被告には同じように陳述を読み上げる機会は与えられなかった。

裁判所は、当事者双方に対し、公平でなければならない。にもかかわらず、一方当事者の支援者が多数傍聴する法廷で、原告側にだけ陳述書を読み上げる機会を与え、被告に同じ機会を与えないことは、法廷を原告側の集会の場に近づけるものである。

しかも、そこで読み上げられたものは、準備書面のように争点を整理するための正式な訴訟上の主張書面そのものではなく、原告側の心情、評価又は運動上の訴えを含む意見陳述書等であった。訴訟上必要な主張立証は、準備書面及び証拠によって行われるべきである。多数の支援者が傍聴する法廷で、一方当事者にのみ、訴訟手続上当然には必要でない事実上の演説を行わせることは、被告に対する威圧であり、裁判所が原告側に実質的な利益を与えたものである。

以上のとおり、先行訴訟は、原告側関係団体が支援者を集め、期日と報告集会を一体として進める組織的対応として行われていた。傍聴席には限りがあり、原告側が多数の支援者を動員すれば、被告側及び一般傍聴者の傍聴機会は現実に圧迫される。この実態は、原告埼玉県連が包括的に訴訟を迫る合理的必要性の有無を慎重に見るべき事情である。本件請求の主体、必要性及び損害を判断するうえでは、この先行訴訟の実態を考慮すべきである。

第6 先行判決の規範性と本件での限界

1 先行判決の位置付け

本件は、同じ被告、同じウェブサイト、同種の記事及び動画に関する先行訴訟の後続事件であり、先行判決（乙1）は本件においても重要な資料である。もっとも、被告は、先行判決のうち個人原告の請求を認容した部分を争っており、同判決は確定していない。また、先行判決は本件と当事者、記事、地域、個人原告との関係を異にする。したがって、先行判決を本件にそのまま当てはめることはできない。

2 先行判決から本件でも維持されるべき点

先行判決は、人格権に基づく削除請求権及び公表禁止請求権の範囲について、原則として、人格権を侵害する表現行為に対応する表現の範囲に限定されるとした（乙1）。この原則は本件でも維持されるべきである。また、先行判決は、原告埼玉県連の任意的訴訟担当、団体自身の差別されない権利及び業務遂行権をいずれも認めなかった（乙1）。本件で同じ原告埼玉県連が同種の主張を繰り返す以上、原告埼

玉県連は、先行判決後又は本件独自の事情として、何が変わったのかを具体的に主張し、証明しなければならない。

3 先行判決を本件に機械的に広げることはできない

- (1) 先行判決が、同判決における本件記事1以外の埼玉県内記事にも削除及び公表禁止の範囲を広げたのは、同判決自身が示した前記原則を否定したものではない。むしろ、同判決は、同判決にいう本件記事一覧に多数の記事カードが列挙され、通し番号、市区町村名・地域名、サムネイル画像等により同一カテゴリー内の記事に一覧性があること、写真や動画の視覚的訴求力、解説文、インターネット上の関連付け等により、閲覧者が「芋づる式」に各記事を閲覧する誘因が大きいことを個別に認定したうえで、実効性確保の観点から範囲を広げたものである。
- (2) したがって、先行判決から導かれるのは、一覧性又はリンク可能性があれば当然に全記事の削除及び公表禁止が認められるという規範ではない。ある記事から別の記事に到達し得るというだけでは、誰のどの権利が、どの記事又は動画のどの部分によって侵害されたのかという対応関係は消滅しない。先行判決の「芋づる式」閲覧の認定は、あくまで先行訴訟における記事一覧、同判決における本件記事1、当該個人原告の自宅外観写真等を前提とする事案判断である。
- (3) 先行判決の「新たな手がかり」論も同様である。同判決は、同判決における本件記事1に写真が含まれ、文字情報だけの場合よりも情報を複合しやすいこと等を踏まえて、差別意識につながる新たな手がかりを作り出すと判断した。しかし、本件では、各記事及び各動画ごとに、どの記載、画像、映像、サムネイル又はタイムスタンプが、どの個人原告について、どのような新たな手がかりを与えるのかが個別に検討されなければならない。
- (4) 加えて、先行判決も、国立国会図書館デジタルコレクションの拡充やAIの発達に触れているとおり、情報への到達可能性は固定的なものではない。OCR、全文検索、画像認識、生成AIによる検索・要約・翻訳等の技術は進行中であり、過去の公刊資料、自治体資料、書籍、PDF、画像資料から情報を発見し、相互に照合する方法は変化し続けている。したがって、先行判決の「新たな手がかり」論を、現在及び将来の情報環境にそのまま通用する固定的な規範として扱うことはできない。本件では、現在の公開資料及び検索可能性を踏まえ、被告の記事又は動画が新たに何を付加したのかが具体的に検討されなければならない。
- (5) 本件では、8名の個人原告が6地域（地域28、31、32、33、34、36）に対応するとされる一方、7地域には対応個人原告が存在しない。また、本件では記事だけでなく動画も差止対象とされている。先行判決の差止範囲判断を機械的に用い

れば、1名の個人原告が存在するだけで、当該個人原告との具体的関係が主張立証されていない地域の記事・動画まで削除及び公表禁止の対象となり得る。これは、個別の人格権救済を超えた、広すぎる表現禁止である。

4 先行判決が差止めについて仮執行宣言を付さなかったこと

先行判決は、個人原告の請求を一部認容して記事の削除及び公表禁止を命じたが、その主文において、金銭給付部分にのみ仮執行宣言を付し、削除及び公表禁止部分には仮執行宣言を付さなかった（乙1・主文7項）。また、結論部でも、本件各記事の削除及び公表差止めについての仮執行宣言は相当でないとして、これを付さない旨を明示している。

原告らは、削除及び公表禁止について、人格権侵害が「日々刻々と継続」し「回復不能な損害」を生じさせる行為に対する救済であると主張している。しかし、先行判決は金銭部分にのみ仮執行を付し、差止部分には仮執行を付さなかった。このことは、少なくとも、先行判決自身が、削除及び公表禁止について、確定を待たずに直ちに執行を認めるだけの必要性及び緊急性を認めなかったことを示す。本件における差止請求の範囲、必要性及び相当性を判断するうえでも、この点は考慮されるべきである。

5 したがって、本件では、先行判決の一般的な原則を踏まえつつ、記事ごと、動画ごと、原告ごとに、具体的な権利侵害、違法部分、差止めの実効性、必要性及び相当性が改めて判断されなければならない。

第7 削除請求及び将来公表禁止請求は表現行為に対する制約として厳格に判断されるべきこと

1 原告らの請求は極めて広範である

- (1) 原告らの請求は、過去に掲載された特定記述の削除にとどまらず、本件各記事等について、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化等を含む一切の方法による将来公表禁止を求めるものである。
- (2) しかも、原告らは「本件各記事等」という表現を用い、記事本文、画像、動画、サムネイル、概要欄、引用、一部抽出、編集、再構成、関連表現のどこまでが禁止対象となるのかを明確にしていない。

2 将来公表禁止には明確性が必要である

- (1) 差止命令は、被告が何をすれば命令違反となるのかを事前に認識できる程度に明確でなければならない。
- (2) 原告らの請求のように、「各記事等」について「一切の方法による公表」を禁ずるとすると、将来作成される表現、編集、引用、批評、報道、研究、歴史的記

述、訴訟記録の利用、証拠提出、判決批評、学術的検討等のうち、何が禁止されるのかが不明である。

- (3) このような不明確な差止命令は、表現を過度に控えさせることになる。
- 3 表現行為に対する広範な削除・将来公表禁止は厳格に判断されるべきである
- (1) 表現行為に対する事前差止め又は将来差止めは、表現の自由を大きく制限する。最大判昭和61年6月11日（昭和56年（オ）第609号・民集40巻4号872頁）は、表現行為に対する事前抑制について、事後制裁の場合よりも広範にわたりやすく、濫用のおそれがあり、実際上の抑止的効果も大きいことから、厳格かつ明確な要件のもとでのみ許容される旨を示している。
 - (2) 本件において、既に存在する記事及び動画の削除自体は、出版前の事前差止めと同一ではない。しかし、原告らの請求は、削除にとどまらず、将来における同一又は実質的同一内容の広範な公表禁止を含む。しかも、その対象は、記事本文、写真、動画、サムネイル、概要欄、引用、再構成、編集、出版、放送、映画化等に及ぶものとして構成されている。このような命令は、表現内容の利用を広範に封じるものであるから、対象表現、侵害された権利、違法部分及び禁止される行為の範囲が明確でなければならない。
 - (3) 原告らは、各記事及び各動画について、どの記載、画像、映像、発言、サムネイル又はタイムスタンプが、どの原告のどの人格的利益を侵害するのかを具体的に特定していない。したがって、記事全部・動画全部の削除及び将来の広範な公表禁止は、明確性、必要性及び相当性を欠く。
- 4 救済範囲は侵害部分との対応関係により限定される
- (1) 差止め又は削除の範囲は、侵害された権利及び違法とされる表現部分との対応関係により限定される。特定の個人原告との関係で違法と評価され得る表現部分があるとしても、それだけで記事全部及び動画全部の削除が必要かつ相当になることはない。
 - (2) 削除又は差止めを命じるには、対象となる記述、画像、地図、動画部分、タイムスタンプ、サムネイル等を具体的に特定したうえで、その部分の削除、加工、非表示、限定的差止め等で足りるかを検討する必要がある。
 - (3) 原告らは、本件各記事及び本件各動画のどの部分が違法であるのかを具体的に特定せず、記事及び動画の全部削除並びに将来の一切の公表禁止を求めている。このような一括請求は、必要性及び相当性を欠く。
- 5 差止範囲についても、前記第6で述べたとおり、侵害された権利との具体的関係が必要である。本件各記事及び本件各動画は、原告個人を名指しし、原告個人の住所、役職、経歴等と対応付けているものではない。訴状も、個人原告の住宅を

氏名等で特定しているわけではないとしつつ、住宅又はその周辺の撮影、甲5及び甲9の写真、既に住所又は居住地区を知っている者による識別可能性を主張するにとどまる。そうであれば、なおさら、記事ごと、動画ごと、原告ごとの具体的な対応関係が明らかにされなければならない。

第8 行政資料、依命通知、条例及び法務局申入れに関する原告らの主張への反論

1 法務省依命通知は民事上の違法性の直接の根拠にならない

- (1) 原告らは、法務省依命通知（甲20）を援用する。
- (2) しかし、同通知は行政内部の事務処理指針であり、私人間の民法709条上の違法性、人格権に基づく差止請求権又は損害賠償請求権を直接創設する法規範ではない。
- (3) 行政機関が削除要請の対象とするか否かと、裁判所が私人間訴訟で削除命令又は将来公表禁止命令を発するか否かは、法的性質を異にする。裁判所は、具体的権利侵害、違法性、必要性及び相当性を個別に判断しなければならない。

2 部落差別解消推進法及び条例は広い民事差止権を作るものではない

- (1) 部落差別の解消の推進に関する法律は、部落差別の解消を推進するため、国及び地方公共団体の責務、相談体制、教育啓発、調査等を定めるものである。同法は、私人の表現に対して一般的に削除又は公表禁止を命じる私法上の請求権を創設していない。
- (2) 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例についても、原告らのいう禁止規定が存在するとしても、それだけで本件各記事及び本件各動画の全部削除、一切の将来公表禁止、各原告330万円の損害賠償は導かれない。
- (3) 公法上又は政策上の規範は、民事上の権利侵害を判断する一事情となることはあっても、個別原告の侵害された権利、違法部分、因果関係及び損害額の証明を不要にしない。

3 行政・自治体の申入れは各原告の損害を証明しない

- (1) 原告らは、法務局への申入れ、自治体又は協議会による削除要請、県条例制定の経緯等を主張する。
- (2) しかし、それらは行政機関又は団体の政策判断、要請又は活動であって、各原告の具体的損害を直接証明しない。
- (3) 民法709条上の損害賠償請求においては、各原告ごとに、権利侵害、故意過失、損害、因果関係及び損害額が証明されなければならない。

第9 損害賠償請求について

- 1 原告らは、原告埼玉県連を含む各原告につき一律330万円、合計2970万円の損害賠償を請求している。しかし、原告らは、各原告ごとの具体的損害、精神的苦痛の内容、被告の行為との因果関係、損害額の算定根拠を個別に明らかにしていない。個人原告8名だけでも請求額は2640万円に及び、これに原告埼玉県連の330万円を加えた総額が2970万円である。にもかかわらず、訴状の損害論は、各原告の事情をほとんど区別せず、「各自、金300万円を下ることはない」と述べるにとどまる。
- 2 前記のとおり、原告らは、差止めについては全記事・全動画を一体として扱いつつながら、損害については原告ごとに一律330万円を積算している。全体が一体の侵害であるというなら、9名分を機械的に積算する根拠を欠く。各人にそれぞれの損害があるというなら、各人ごとの証明が必要である。
- 3 同種事案である先行判決において、個人原告に認められた慰謝料額は10万円であり、弁護士費用を含めても11万円にとどまる（乙1）。同判決は、被告の行為の違法性・悪質性やインターネット上の拡散性を認定したうえで、この金額を認めたとにすぎない。本件で各原告につき330万円という請求は、この水準と大きく離れており、損害の裏付けを欠く。また、本件では、先行判決で重視されたような自宅外観の複数写真掲載は、全個人原告について主張も証明もされていない。個人原告ごとの事情を無視して一律330万円を請求することは認められない。
- 4 原告埼玉県連については、前記第3及び第4のとおり、任意的訴訟担当も団体自身の権利侵害も認められないから、損害賠償請求の根拠を欠く。さらに、前記第5のとおり、本件は、補助事業実績報告上の日当等を伴う組織的対応が行われてきた先行訴訟の後続事件である。この点は、各原告に各330万円もの精神的損害が生じたという主張を評価するうえで考慮すべきである。
- 5 さらに、原告らの損害論は、民事損害賠償の填補性を超えて、被告の表現行為に対する社会的非難又は制裁を慰謝料に反映させようとするものである。しかし、不法行為に基づく損害賠償は、各原告に生じた具体的損害を填補する制度であり、被告に対する懲罰又は一般予防を目的とする制度ではない。このことは、懲罰的損害賠償の執行判決が問題となった最二小判平成9年7月11日（平成5年（オ）第1762号・民集51巻6号2573頁）が、日本法上の不法行為損害賠償の基本原理を示すところとも整合する。
- 6 したがって、原告らが主張する「差別助長性」又は「悪質性」は、各原告自身の具体的精神的苦痛を推認させる事情として検討されるにとどまる。地域全体に

生じたとされる不安、原告埼玉県連又は支援団体の活動上の負担、被告の活動全体に対する社会的評価、他地域の記事又は動画の存在は、各個人原告の慰謝料を一律に増額する根拠にならない。

第10 求釈明

- 1 原告らは、本件各記事及び本件各動画自体のどの記載、画像又は動画部分によって、各個人原告が識別されるのかを明らかにされたい。訴状で原告らが自ら記載した情報を根拠とする場合は、そのことを明らかにされたい。
- 2 原告らは、各原告につき330万円の損害が発生したとする具体的事実、損害額の算定根拠、及び被告の各行為との因果関係を、原告ごとに明らかにされたい。
- 3 原告らは、各個人原告について、被告の記事又は動画が、既公開資料にないどの情報を新たに付加したと主張するのかを、記事ごと、動画ごと、画像番号ごと、動画タイムスタンプごとに明らかにされたい。
- 4 原告らは、請求の趣旨第2項にいう「各記事等」及び「一切の方法による公表」の範囲を明らかにされたい。特に、引用、批評、研究、報道、訴訟記録、判決批評、証拠提出、歴史資料の紹介、自治体公開資料の引用が禁止対象に含まれるのかを明らかにされたい。

第11 結論

以上により、原告埼玉県連の請求のうち任意的訴訟担当に基づく部分は、不適法として却下されるべきである。その余の請求及び個人原告らの請求は、いずれも棄却されるべきである。

以上